

名古屋市 障害者就労継続支援B型事業所 工賃支援事業

手続きに関するQ & A

Q1 この補助金の目的について、詳しく説明してください。

A1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労継続支援B型事業所においても、生産活動収入の減少といった形で影響を受けた事業所が多く出ている状況です。

この補助金は、そういった事業所で利用者の工賃が大きく減少したり、利用者への工賃支払が困難になったりすることを防ぐため、事業所が利用者の工賃水準を維持するのに要した補填分（赤字分）を、市として補助するものです。補填方法について、詳しくはQ4をご覧ください。

Q2 いつ、どのように申請すればいいですか？

A2 申請方法には以下の2パターンがあり、今回はパターン①の申請を受け付けます。

パターン①：4月～9月分について申請する（申請時期：10～11月）

パターン②：4月～7月分について申請する（申請時期：9月）

なお、9月にパターン②で申請し補助金の交付決定を受けた事業所は、再度必要な書類を揃えて手続きを行えばパターン①に変更することは可能です。変更を希望する場合は、障害者支援課までお問い合わせください。

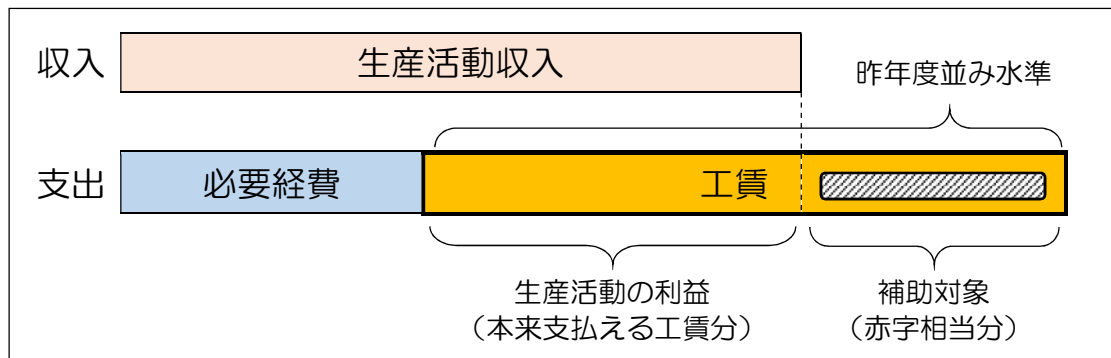
Q3 「令和2年4月から9月までの利用分」が対象となっていますが、この期間内に工賃を支払っていないと対象にならないのでしょうか？

A3 必ずしも令和2年4月から9月までの間に工賃の支払が完了している必要はなく、この期間の利用にかかる工賃として利用者に支払われるものは、10月以降に支払われていても対象となります。

Q4 補助金を活用するにあたり、どのように利用者の工賃減少分を補填すればいいですか？

A4 事業所の状況に応じて、以下のようなパターンが考えられますので参考としてください。

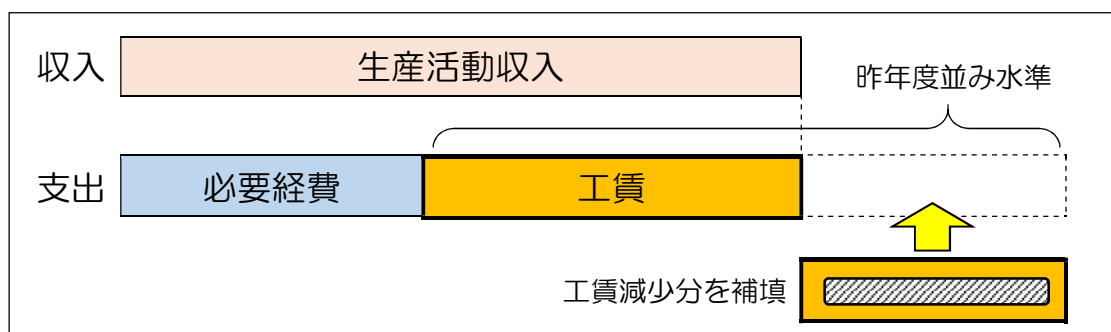
(1) 生産活動収入が減少したが、工賃を昨年度並みで維持している場合



⇒ 上図のような場合は、斜線部分が補助対象となります。

※昨年度並みの水準をこえた部分は補助対象になりませんので、ご注意ください。

(2) 生産活動収入が減少したため、工賃が減少している場合

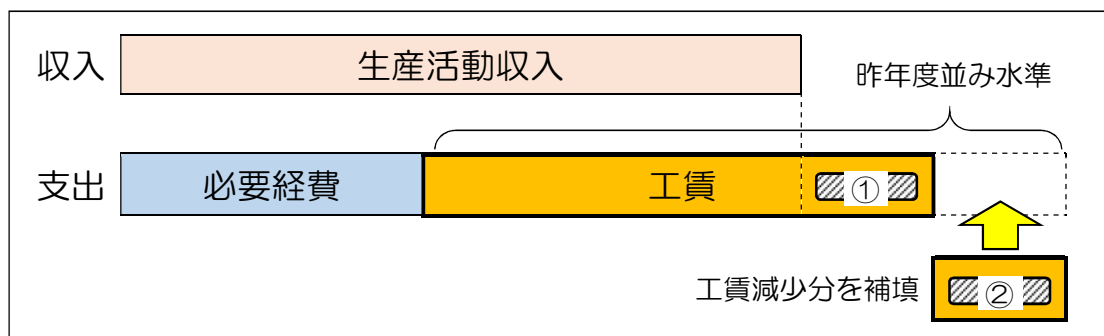


⇒ 上図のような場合、下がった工賃分を後から補填して支払えば、斜線部分が補助対象となります。

※昨年度並みの水準をこえた部分は補助対象になりません。

※必ず昨年度並みの水準まで補填しなければならないわけではなく、一部のみ補填した場合も補助対象になります。

(3) 生産活動収入が減少したが、工賃を一部維持している場合



⇒ 上図のような場合は、まず斜線部分①が補助対象となります。

さらに、下がった工賃分を後から補填して支払えば、斜線部分②も補助対象となります。

※昨年度並みの水準をこえた部分は補助対象になりません。

※必ず昨年度並みの水準まで補填しなければならないわけではなく、一部のみ補填した場合も補助対象となります。

Q5 「市内の就労継続支援B型事業所」が対象となっていますが、名古屋市で支給決定を受けている利用者のみが対象ですか？

A5 名古屋市で支給決定を受けている必要はなく、市内の就労継続支援B型事業所の利用者であれば対象となります。

Q6 補助金額計算シートの提出は必要ないのでしょうか？

A6 補助金額計算シートは、請求可能な補助金額を算出するために用いるものですので、提出は必要ありません。申請の際は、交付要件・補助金額等確認書に内容を転記してください。

Q7 申請書の添付書類について詳しく説明してください。

A7 申請にあたっては、①生産活動収入、②必要経費、③工賃支払の額を証する書類を添付していただく必要があります。

具体的には、①の額を証する書類としては「就労支援事業別事業活動明細書」が該当します。

②及び③の額を証する書類としては、「就労支援事業明細書」、「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販管費明細書」などが該当します。利用者工賃の総額が確認できるものをご準備ください。

これらの書類の様式については、厚生労働省「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」（社会福祉法人の場合）又は「就労支援の事業の会計処理の基準」（社会福祉法人以外の場合）により定められております。

Q8 申請書の添付書類について、注意すべきことはありますか？

A8 提出していただく「就労支援事業別事業活動明細書」、「就労支援事業明細書」、「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販管費明細書」等の書類については、以下のことにご注意ください。

- ・対象期間は、補助金の申請期間と一致させてください。
- ・書類に記載された金額が、交付要件・補助金額等確認書の各項目と適切に対応していることを確認してください。
- ・事業者の代表者名により内容に相違ないことの証明をしてください。
（書き方については記入例を参考にしてください。）

Q9 申請書の添付書類は、配布されている様式のエクセルデータを使用して作成しなければなりませんか？

A9 今回のご案内にあわせて書類の参考様式を配布していますが、必ずしもそのデータを使用する必要はなく、法人の会計管理ソフト等を使用して書類が出力できる場合などは、その書類をご提出いただければ結構です。

Q10 申請から補助金が支払われるまで、どれくらい時間がかかりますか？

A10 補助金の申請を受けてから審査・支払が完了するまでの期間は、おおむね4週間～6週間となる見込みです。

(申請件数や書類の不備等の状況により変動する場合があります。)

Q11 利用者一人ひとりに対して補填分の工賃をどのように支払うかは、事業所の判断に任されているのでしょうか？

A11 工賃の補填については、厚生労働省通知「就労継続支援事業の取扱い等について（第1報～第6報）」などを参考にご対応いただくこととなりますが、工賃の支払方法は事業所によって異なりますので、基本的には事業所の判断で実施していただくことを想定しております。

「利用者の工賃の維持を図る」ことを目的としている本事業の趣旨をふまえて、各利用者間に不公平を生じないように活用していただくことをお願いします。

Q12 以前、国の「生産活動活性化支援」について意向調査があったと思いますが、この補助金とは別のものですか？ また、併給は可能ですか？

A12 令和2年7月2日付けで本市より意向調査を実施しました国の生産活動活性化支援事業については、この補助金とは別のものです。(当時の調査にご回答いただいた事業所には、別途ご案内させていただく予定です。)

また、2つの事業の補助要件・助成要件はそれぞれ別に設定されていますので、要件を両方とも満たす場合には、それぞれ申請していただくことが可能です。